

平成27年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年6月11日(木)

議事日程(第4号)

平成27年6月11日午前10時開議

日程第1 報告第2号ないし報告第7号

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第43号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第2号ないし報告第7号(質疑・討論・採決)

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第43号

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	5番	木村郁郎	議員
6番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
9番	益子慎哉	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

欠席議員

7番 鈴木二郎 議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	檜村 浩治	市民生活部長
西野 千里	保健福祉部長	滑川 裕	農政部長
山崎 修一	商工観光部長	生田目 好美	建設部長
斎藤 広美	会計管理者	井坂 光利	上下水道部長
江幡 正紀	消防長	菊池 武	教育次長
鈴木 淳	秘書課長	笹川 雅之	総務課長

事務局職員出席者

宇野智明 事務局長 榎 一行 事務局次長
鴨志田 智宏 議事係長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。7番鈴木二郎議員。以上1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第2号ないし報告第7号

○深谷秀峰議長 日程第1, 報告第2号から報告第7号まで, 以上6件を一括議題といたします。

○深谷秀峰議長 これより質疑を行います。発言の通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第4号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、報告第5号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算第12号について、この2件について質疑を行います。

まず、報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について伺います。70ページになりますけれども、この中の新旧対照表で伺いたいと思います。

今回の国の「国保法」改正によりまして、限度額の引き上げ、もう一つは低所得者の課税の軽減ということで出ておりますけれども、この中で限度額について伺いたいと思います。第2条、現行ですけれども、基礎課税額が51万円、これが改正案で52万円、1万円の引き上げ。3項後期高齢者支援金等課税額、現行が16万円、改正案で17万円、1万円の引き上げ。第4項、現行が介護納付金課税額ですが、14万円、これが改正案で16万円、2万円の引き上げということになります。

この中で3点伺いたいと思うのですけれども、1点目は国の改定どおりに限度額の引き上げを行ったお考えについて伺いたいと思います。2点目は、限度額改正によって限度額を超えている

世帯数について伺います。3点目に、どの程度の税収入になるのか調定額でご説明をいただきたいと思います。

次に、報告第5号、85ページになりますけれども、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算の中で1点伺いたいと思います。歳入ですけれども、85ページの3目雑入、この中の3節の雑入、2,576万8,000円。福島第一原子力発電所事故にかかる損害賠償金ということですが、請求額が幾らなのか伺いたいと思います。そして、その請求額の2,576万8,000円というのは、全額なのかあるいは削減されているのか、そのあたりも伺いたいと思います。

以上2点について質疑を行います。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 報告第4号専決処分の承認を求めることについて、3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の課税限度額の引き上げに対する考え方についてでございますけれども、保険税の課税限度額につきましては、高齢化の進展等により、昨今、医療費が増数傾向にある中で、その一方で被保険者の所得が伸びない状況におきまして、保険税負担の上限であります最高限度額を引き上げずに必要な保険税収入を確保することとなりますと、中低所得層に対しまして負担増をお願いすることになりますので、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の負担軽減を図るために、「地方税法」の規定の趣旨を尊重いたしまして、政令に基づき条例の改正を行うものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、課税限度額の引き上げによる対象者等についてでございますけれども、平成27年度の課税額につきましては、まだ確定いたしておりませんので、平成26年度の税データを活用いたしまして算出いたしました結果をお答えさせていただきたいと存じます。

ご質問の課税限度額を超える世帯数及び保険税収入の調定額につきましては、関連するものでございますので合わせてご答弁をさせていただきます。まず、医療費分の基礎課税額の課税限度額でございますけれども、これまでの51万円から1万円引き上げまして52万円とすることによりまして、課税限度額を超える世帯数は115世帯で、調定額といたしましては119万8,000円の増が見込まれます。次に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額でございますが、これまでの16万円から1万円を引き上げまして17万円とすることによりまして、課税限度額を超える世帯数は76世帯で調定額といたしましては78万2,000円の増が見込まれます。また、40歳から64歳までの被保険者の方を対象とする介護納付金課税額の課税限度額でございますけれども、これまでの14万円から2万円引き上げまして16万円とすることにより、課税限度額を超える世帯数は11世帯で、調定額といたしましては26万8,000円の増が見込まれるということになります。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 報告第5号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算第12号福島原発事故にかかる損害賠償についてのご質問にお答えをいたします。

請求額でございますけれども、3,180万円の請求をいたしまして、これについて2,576万8,000円が収納されたものでございます。81%の賠償となっております。

○深谷秀峰議長 総務部長。内容もあわせて質問されていますけれども。

○植木宏総務部長 失礼いたしました。損害賠償の内容でございますけれども、平成23年度の竜神大吊橋の渡橋料に対する風評被害等の営業損害、これにかかるものでございます。損害賠償請求の対象となる経費でございますけれども、震災前の平成21年度を基準といたしまして、毎年度経費が見込まれます固定経費と、その年度ごとに経費が変わります変動費、この2つに分けて、そのうち固定費に充当しておりました渡橋料の減額相当分が対象となるものでございます。主なものでございますけれども、指定管理委託料の一部、さらには竜神大吊橋でのイベントにかかる経費、これらが対象となっているものでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

国保税条例の一部を改正する条例についてですけれども、3つですね。基礎課税額を含めて上がっておりまして、一番増税になる人も85万円と。あとは介護納付金であったり、後期高齢であったり、基礎課税分であったりいろいろでしょうけれども、それにしても、先ほどの平成26年度のデータで見ますと225万円増収になると。世帯数で言いますと115世帯ということで、一番多い世帯のところで。ですから、あくまでも限度額を現行で超えているといっても所得税や何かではありませんから、社会保障ですから、そういう中では収入があるからといいまして上げればいいというものでは私はないと、これもやはり大きな負担になるのではないかと、このように思います。報告第4号のご説明の内容はわかりました。

次に、報告第5号平成26年度一般会計補正予算の中の諸収入ですけれども、大吊橋の渡橋料ということですが、損害賠償額が請求額の81%ということで、内容についても、今お話がありましたけれども、何度か協議をして詰めていくんでしょうけれども、こちらの請求額から見て2割近くがこういうことで削減されているということは、どのような協議をしているのか。どういうところで、こういう2割近くの損害賠償金の削減がされるのか、もう少しご説明をいただきたいと思います。そのあたりですね。

それから、今回は23年度分ですけれども、今議会が始まったときの市長のご挨拶にもありましたけれども、大吊橋の渡橋料は、お客さんも、今、回復に向かってきたということで今回、補正予算でも2,800万円程度使用料が増に上がっていますけれども、今後24年度、25年度と、こういう部分については請求していくんだろうと思いますけれども、この辺のお考えも合わせてお伺いできればと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 減額をされた内容でございますけれども、主な対象経費でございます指定管理委託料の中で修繕料、これはカリヨン、それから照明器具等の修繕でございます。さらに借り上げ料、仮設トイレ等の借り上げでございます。これらの経費が渡橋料の充当分の変動費と、毎年のものではないということで取り扱われたために、これらにかかる部分が減額となったもので

ございます。

また、今後の請求でございますけれども、今年度は平成24年度、25年度分の竜神大吊橋の渡橋料と合わせまして、平成23年度から25年度の米・大豆における検査等にかかる経費等につきましても請求を予定しているところでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 確認のためなんですけれども、竜神大吊橋の渡橋料については、この23年度分で終了ということになるわけですか。24年度、25年度の集客数を含めて風評被害というのはないのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ただいまお答えをいたしたところでございますけれども、今年度は24年度、25年度分の渡橋料について請求をいたすものでございます。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

発言の通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第2号専決処分の承認を求めることについて、市税条例等の一部を改正する条例、報告第4号専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件について反対の討論を行います。

報告第2号について、今回の市税条例等の一部改正、これは「地方税法」の一部を改正する法律に伴うものです。「地方税法」の改正の最大の問題は、消費税率10%への引き上げ時期を先送りにして2017年4月に実施するとして、景気条項を削除して、どれだけ景気が悪くても消費税率10%の増税を強行しようとするものであります。ですから、これは認められないものです。

また、消費税増税を強行する一方で、国税の法人税の引き下げにかわる財源の1つとして黒字企業の負担を軽減し、赤字企業に負担を増やす法人事業税の外形標準課税の拡大が盛り込まれた内容となっております。

本市の市税条例の主な改正点として、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設、個人市民税の住宅ローン減税措置の対象期間の延長、また固定資産税関係の改正、市たばこ税など理解できる内容もありますけれども、私はこの中で軽自動車税関係の改正部分について、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、グリーン化特例として軽減税率が導入をされております。これは2016年度以降、車体課税の抜本改正までの暫定的な制度で、対象年度が2016年度分限りの軽減措置となっております。すなわち、税率引き上げ期間を1年間延期するものです。

昨年の定例会においても指摘したとおり、消費税率10%に伴う自動車取得税の廃止を穴埋めするため庶民増税である軽自動車の増税、これはきっぱりと中止することを求めて、報告第2号

について反対をいたします。

報告第4号国保税条例の一部を改正することについてです。今回の国保税条例の一部改正は「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴って、保険税の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定にかかる基準の見直しを講ずるものとなっております。現行の限度額は基礎課税額分が51万円、後期高齢者支援金等課税額分が16万円、介護納付金分が14万円、総計で81万円です。これを基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分それぞれ1万円の引き上げ、介護納付金分を2万円引き上げて、合わせて4万円の引き上げで限度額を85万円にするものです。

これは後期高齢者支援金が導入された2008年度が限度額68万円でしたけれども、この7年間で5回も改定され続けて17万円もの引き上げになるわけです。厚労省が低所得者層、中間層に配慮したと説明しているようですが、配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げて国民の負担を軽減すべきだと思います。国が改正をしたからといって限度額を引き上げるだけでは、住民負担は増えるばかりです。

国は30年前の1984年の「国保法」の改悪で国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。市は国に対して国庫負担の増額を強く求めるべきだと思います。被保険者間での負担をやりくりすることで負担増を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけのことになります。課税限度額を引き上げることで解決を図るあり方は、被保険者の負担を増やすばかりです。誰もが払える保険料に軽減することは国の責任です。国保税の引き下げこそ必要であり、限度額の大幅引き上げに反対をいたします。

以上2件につきまして反対討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、報告第2号については、原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については、原案承認することに

決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、報告第4号については、原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度常陸太田市一般会計補正予算第12号）については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については、原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 次に、報告第6号、報告第7号、以上2件については、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第40号ないし議案第43号

○深谷秀峰議長 次に、日程第2、議案質疑を行います。議案第40号から議案第43号まで、以上4件を一括議題といたします。通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第42号平成27年度常陸太田市一般会計補正予算、議案第43号……。

○深谷秀峰議長 宇野議員。通告には41号もありますけど、よろしいですか。

○20番（宇野隆子議員） はい、済みませんです。ちょっと別な書類を見ていました。訂正いたして最初からやり直します。

○深谷秀峰議長 はい、どうぞ。

○20番（宇野隆子議員） 議案第41号高規格救急自動車購入契約について及び議案第42号平成27年度常陸太田市一般会計補正予算について、この2件について質疑を行います。

まず、議案第41号高規格救急自動車購入について伺いをいたします。97から98ページにわたってありますけれども、南消防署にある高規格救急自動車を更新するための購入契約の議案

になりますけれども、一般競争入札にかけられております。茨城トヨタ自動車株式会社常陸太田店1社のみの応札で契約金額が3,446万6,556円。これを落札率が幾らかと計算してみますと98.5%になります。入札関係ではやはり高い落札率となっておりますけれども、今回お聞きいたしますのは、98ページの車両の構造及び救急資器材の中で、前回、平成23年9月議会で購入しております高規格救急自動車ですけれども、それと比較しまして、今回の車両の構造、また主な装備、資器材、この中で新たに変わったところがあるのかどうか、この点について伺います。例えば、ここで見ますと4の車両の構造というところで、寒冷地仕様というようなことでありますけれども、十分な冷暖房機能を有するというようなことですね。この辺の特徴的な内容、それから5の車両装備、この中で、これまでも高規格救急自動車を見てみますと、盗難または誤発進防止装置とこういうふうに新たに議案に書かれているというようなことはなかったんですけども、これが新たに加えられたものなのかどうか、こういう点について伺いたいと思います。

次に、議案第42号平成27年度常陸太田市一般会計補正予算について、6ページから7ページにありますけれども、7ページそれから8ページですね。この中で3点について伺いたいと思います。

7ページですけれども、1目児童福祉総務費、この中で節の4,7,11,12,13,14とありまして、この中に子育て支援情報策定業務委託料、今回の議案説明の中でも、子育て情報の強化のためという説明もいただいております。そのために、今この共済費から賃金あるいは使用料及び賃借料等々が関連した支出になってくるのかと思いますけれども、この事業の概要と内容について伺いたいと思います。

それから、同じページの3目児童福祉費20節の扶助費につきましてです。図書購入支援費といたしまして395万円予算措置されておまして、これは地方創生の交付金で県のほうからの事業によるものだと思います。この中で2点伺いたいと思います。1点は、ひとり親家庭等に図書カードを確実に配付していくことが大切なわけですけれども、どのような方法で配付するのか、検討されているのか伺いたいと思います。それから、2点目の図書カードを取り扱う書店ですけれども、県内全域で使えるという図書カードですけれども、本市において参考のために何書店ありまして、そして、この図書カードをひとり親家庭等々にお渡しするときに、太田ではこういう書店が使えますよと、このような案内も入れてお渡しするのかどうか、この2点について伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 宇野議員。通告では、もう1点ありますけれどもよろしいですか。

○20番（宇野隆子議員） もう1点伺います。済みませんです。もう1点が8ページになります。3目農業振興費、節21貸付金、農村集落活性化支援事業費貸付金400万円です。これは議案説明で水府地区活性化推進協議会への当面の費用として貸し付けるものであるということのご説明をいただきました。これは国の農村集落活性化事業の中の一環として行われる本市の推進協議会の皆さん方の事業であると思います。事業期間が5年間と伺っております。この中で4点について伺いたいと思うんですけれども、協議会の設立月日、それから2点目に、事業を構成するメンバー、構成員数、それから3点目に、事業の内容、そして4点目にこの貸付金で

すけれども、いつからいつまでなのか伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。消防長。

○江幡正紀消防長 本議会のご承認を得て更新予定の高規格救急自動車につきましては、現在、南消防署に配備しております高規格救急自動車で、緊急消防援助隊の救急隊車両として登録してございます。更新後も緊急消防援助隊として変更登録を行いますので、災害地での走行を確保するために四輪駆動式としてございます。また、積載する資器材などは、総務省消防庁より救急業務実施基準に定める高規格救急自動車に備えなければならない資器材などを装備させていただいてございますので変更などはございませんが、昨年、更新いたしました北消防署、高規格救急自動車から盗難または誤発進防止装置ということで、平成23年度に2件、大阪府において高規格救急自動車の盗難が相次ぎ、平成23年度の金砂出張所開設時の高規格救急自動車購入には間に合わなかったものの、昨年の北消防署に配備した高規格救急自動車から盗難または誤発進防止装置を取りつけておりますので、今回の高規格救急自動車にも取りつけております。

盗難または誤発進防止装置でございますが、まず、盗難防止機能をご説明いたしますと、エンジンオンの状態で装置を作動させると専用操作で解除するまで、シフトレバーがパーキングから動かなくなる装置でございます。アイドル状態で車両から離れて活動しなければならない救急自動車などの盗難防止として有効的な装置であると考えてございます。また、盗難防止機能を作動させておきますと、誤作動による急発進を防止することが可能となるものでございます。現在5台の高規格救急車を配備しておりますが、北消防署に配備している高規格救急自動車以外の盗難または誤発進防止装置を取り付けていない4台の高規格救急自動車については、車両から患者が離れている場合は、エンジンをオンの状態でサブキーを使用しまして施錠して車両から離れ、患者に接することで盗難防止に努めております。

次に、寒冷地仕様でございますが、一般的な車両の仕様と比べますと、まずバッテリー及びオルタネーターなどの電装関係を強化しており、極寒地におきましてもスムーズなエンジン始動が行えるものでございます。また、降雪時において後続車両から被視認性を向上させるためのリアフォグランプ、走行時の安全運転を確保するためにサイドミラーに凍結防止用のヒーターなどが装備されているものでございます。さらに、救急自動車内におきましても傷病者の体温を維持または保温するために後部座席にリアヒーターが取り付けられております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 議案第42号平成27年度一般会計補正予算の児童福祉費関係の2点のご質問にお答えをいたします。

まず、児童福祉総務費の事業概要と内容についてでございますけれども、まず、これらの予算につきましては、国の地域少子化対策強化交付金を活用して事業実施するものでございまして、この地域少子化対策強化交付金につきましては、少子化対策のため結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うことを目的といたしまして、地域の実情に応じて先進的な取り組みを行う地方公共団体に対しまして、国が県を通しまして10分の10の支援を行うというものでございます。

本市では、この交付金を活用いたしまして、昨年度から事業実施をいたしてございまして、改めて本年度においても国の採択を受けて事業を実施するものでございます。

具体的には「子育て上手常陸太田」「やまぶきキッズ」ということで情報誌が出ておりますけれども、この2種類の既存の子育て情報誌を一本化し、よりわかりやすく整理して刷新を図るといことと、また子育て世代あるいは今後結婚をし、子育てを考えている世代が必要としている情報内容あるいは提供手段等を子育て支援サービスを利用する方々のご意見などを踏まえて、子育て世帯に対する情報提供の強化を図る。

具体的に申し上げますと、今、携帯電話がスマートフォン時代を迎えておりますので、情報発信アプリなどを構築することでの発信などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

その具体的な内容を申し上げますと、情報誌の内容更新作業などの委託費、印刷費、子育て世代や若いカップルなどが多く利用するシネマコンプレックスなど大型映画館で放映するCM作成委託費、放映費用、雑誌などの情報誌への広告料、大型商業施設など人が集う場所に情報誌を常置するための費用、さらに、この交付金を活用するに当たりましては、事業実施後において事業評価を行うという要件が示されてございますので、事後評価に必要なアンケート等の実施あるいは結果の集計作業・整理作業等のための臨時職員雇用の経費を計上いたしてございます。

続きまして、歳出予算の児童措置費のうち扶助費図書購入費についてでございますけれども、県の平成27年度ひとり親家庭等学習応援事業によりまして、県内全市町村が県から補助を受けまして、ひとり親家庭等に対しまして図書カードを配付するものでございます。事業につきましては、基準日を平成27年4月1日といたしまして同年4月分の児童扶養手当受給者のうち全額支給停止者を除くもの、児童扶養手当を受給していない生活保護受給世帯のうち基準日現在で18歳未満の児童がいる世帯が対象となります。配付する額につきましては、対象児童1人当たり1万円の図書カードを配付するということとなっております。本市においては、児童扶養手当児童数が381名、生活保護受給世帯の児童数が14名の計395人分が該当となる状況でございます。

ご質問にございました配付方法につきましては、対象者に確実に配付できるように進めていく所存でございます。具体的には、本市広報誌などを活用いたしまして周知を図るとともに、県で示されている考え方を踏まえまして、まず児童扶養手当受給者につきましては、現況届の提出というのが来庁していただくということになっていきますので、その現況届出の際に市役所窓口において直接配付する方法、それと生活保護受給世帯につきましては、支給対象者が窓口を訪れた際あるいはケースワーカーが支給対象者世帯を訪問した際に直接配付する方法を考えてございます。

次に、この図書カードの取扱店の本市の状況でございますが、書籍、雑誌等を購入する際に図書カードを利用できる取扱店、本市内では、かわねや木崎店ブックセンター、石田書店、ミライア常陸太田店、宮田書店の4店舗で取り扱いがされている旨確認をいたしてございます。やはり図書カードを配付する際に、その辺の周知も徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 引き続きまして、議案第42号平成27年度一般会計補正予算第1号における8ページ農政部関係の5款1項3目の農業振興費21節の貸付金のご質問にお答えいたします。

まず、1点目。水府地区活性化推進協議会の設立日ということでございましたけれども、平成27年5月31日でございます。

続きまして、2点目。その構成メンバー及び構成数でございますが、主な構成メンバーといたしましては、水府地区の加工グループ「ひまわり工房」また柿の生産者の方々、合わせて12名で当初の協議会の設立を行ったものでございます。なお、今後、水府地区の皆様方に対しまして広く事業の周知等を図っていくとともに、今後決定がなされる地域おこし協力隊も含めた構成メンバーの拡大及び拡充また連携並びに協力体制づくりを図ってまいります。

次に3点目の事業の内容でございますが、国の定める実施要項において将来ビジョンの策定及び体制構築、実践活動が交付対象事業と定められているため、今年度は県や東京農業大学との連携により将来ビジョンの策定、農作物等を中心とした地域資源の調査及びワークショップ等の開催を行ってまいります。これによりまして、農村集落活性化支援事業として考えられる水府地区で生産される農作物等を活用した加工品の開発、星霜柿等特産品の品質向上、在来種や伝統野菜等の特徴のある野菜等の生産、山間地の地形を活用したハナモモなどの枝ものの類の生産、またそれらにより生産される農作物及び加工品等にかかわる協働による庭先集荷システムの構築や販路の拡大の中で、具体的に今後5年間で実施する事業を決定していくこととなるものでございます。

4点目の貸付期間といたしましては、国より補助金の交付を受けるまでの間としております。

以上です。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 失礼いたします。設立の年月日でございますが、5月1日でございます。訂正させていただきます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

議案第41号高規格救急自動車購入契約について、車両の構造並びに主な装備、資器材等々についてご丁寧にご説明をいただきました。そうしますと、今、南消防署の1台を今回更新するというので。昨年11月に、先ほどもお話がありましたけれども、日本損害保険協会様から高規格救急自動車を寄贈されているということで、これが水府出張所のほうに入っているわけですね。そうしますと、それにも盗難または誤発進防止装置が付いているということで、残る3台については、今後こういった盗難または誤発進防止装置を新たに付けるのか、付けられるのか既存の車にですね。どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。盗難防止までするようになってきたって本当に世知辛いという感じがしますがけれども、これについて伺います。

それから、議案第42号ですけれども、これについてもご丁寧にご説明いただきましたので十分わかりました。そうしますと、もう一度確認のため伺いますけれども、新たに一本化する情報

誌ですけれども、これはいつから発信できるのか、それについて伺います。

それから、児童福祉費の中の20節の扶助費の中の図書カードですけれども、これは一人1万円で395人、今のところ。これから現況届もあるんでしょうけれども。そうすると、一人1万円で395人ですから395万円ということになりますが、大体、来庁されたとき、それから生保の受給日あたりにお渡しするということですので、そうしますと、配付にかかわる事務費というのは、ここには計上されておりませんが、一切かからないと、このように見ていいのかどうか伺います。

それから、8ページの農業振興費の水府地区の方々への事業ですけれども、この内容についてはわかりました。ぜひ行政においてもしっかり支援をしていただいて、5年間この事業が大きく成功するように支援をしながら行っていただきたい。この貸付金の内容については、わかりました。

以上です。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。消防長。

○江幡正紀消防長 未設置の高規格救急自動車への追加装備について取り付けられるのかについてのご質問にお答えいたします。救急自動車の製造元に確認しましたところ、未装備の救急自動車に盗難防止装置を新たに装備することは、現段階では不可能であるとの回答がございましたので、今後も未装備の救急自動車に対しましては、署員に合い鍵を使用し施錠をするなどの盗難防止対策を周知徹底し、未然防止に継続して努めてまいります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご質問いただきました2点の内容にお答えいたします。まず、情報誌がいつぐらいにでき上がるのかということでございますけれども、これから調整作業に入っておりますが、やはり利用が多い時期にはきちっと配布したいということで、年末までにはまとめて、新年早々には使えるようにしたいと考えてございます。また、いわゆる図書カードの事務費のご質問でございますけれども、基本、直接お渡しする、面談をした際、あるいは来庁時ということで考えておりますので、事務費は予定してございません。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 ただいま議題となっております議案第40号から議案第43号まで、以上4件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は6月18日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会